

# インボイス制度への対応に関する相談が増加 お知り合いに「民商に相談を」と声をかけてください



長岡版

発行編集

長岡民主商工会

長岡市中沢167-1

☎ 33-5948

2023年  
9月11日

第2161号

インボイスの実施中止を  
消費税は5%に減税を  
大軍拡・大増税を止めよ  
税務相談停止命令制度は  
廃止を

政府がインボイス制度を実施するとしてい  
る10月1日が目前に迫っています。長岡民商  
には連日、インボイスに関する相談が寄せら  
れています。9月初め、魚沼民商会員の紹介  
で長岡民商を訪れた会外の事業者の方が、イ  
ンボイスの相談を通じて入会するケースもあ  
りました。

長岡版9月4日号で既報の通り、消費税廃  
止各界連絡会は8月下旬、「10月に行うべき  
は、インボイスではなく消費税5%への減  
税」を訴える全国一斉宣伝行動を実施。長岡  
民商が事務局を務める「消費税をなくす長岡  
各界連」（長岡各界連）も8月25日、三条民  
商とともに署名・宣伝行動を実施しました。

インボイス実施中止を求める声が増しに  
大きくなる中、政府はあくまで予定通りに実  
施するとし、消費税の減税も拒否していま  
す。物価高騰の中、実質的な増税であるイン  
ボイスの実施に道理はありません。

いま、新型コロナが  
感染症法の2類に分類  
されていた時期を超え  
るペースで中小企業の  
倒産が増えています。  
新型コロナの5類移行  
後も売上が低迷し、物  
価高騰とコロナ向け融  
資の返済が重い負担と  
なっているからです。

このような状況でありながら、政府はイ  
ンボイスを実施するとしています。近い将  
来の増税がその最大のねらいです。多くの  
国民、中小・小規模事業者が苦しみ、倒産  
がさらに増えるおそれがある中、インボイ  
スの実施は断じて許せません。

大半の免税事業者が取引先から適格請求  
書（インボイス）発行事業者番号の通知を  
迫られ、対応に苦悩しています。悩んでい  
るお知り合いや業者仲間がいたら、「民商  
に相談を」と声をかけてください。



## インボイスと「経過措置」 所得税の計算について(再掲)

インボイス制度が実施されると、本則課税  
を選択している消費税課税事業者の仕入税額  
控除にはインボイスの保存が必要です。

その一方で、「経過措置」があります。ま  
た、所得税の計算には、受け取った請求書や  
領収者が「インボイスか、インボイスでない  
か」は関係ありません。次の①、②を確認し  
てください。

①インボイス制度「経過措置」について  
受け取った請求書・領収者がインボイスで  
なくとも、

2023年10月～2026年9月は80%  
2026年10月～2029年9月は50%  
の仕入税額控除が可能です。受け取った請求  
書や領収者がインボイスでない場合は、この  
「経過措置」を利用することができます。

但し、2029年10月以降はインボイス  
でない仕入税額控除不可となります。

②インボイスと所得税の計算について  
「インボイスでなければ、所得税上も仕  
入・経費として認められないのでは」という  
不安の声が寄せられることもあります。所  
得税の計算では、インボイスも、インボイス  
でない請求書・領収書も、仕入れ・経費に算  
入することができます。

## 簡易課税の仕入税額控除

消費税課税事業者であっても、簡易課税を選  
択している場合は、仕入先にインボイスを求め  
なくても仕入税額控除をすることができます。  
「売上に係る消費税額」から「売上に係る消費  
税額×みなし仕入率」を差し引くことを仕入税  
額控除と定めているからです。

簡易課税にはインボイスの保存が仕入税額控  
除の要件となりませんが、インボイスに限ら  
ず、取引伝票は所得税計算や経理のために必要  
ですから、保存しましょう。